

令和 7 年度第 1 回成田市青少年問題協議会会議録

1 開催日時

令和 7 年 8 月 1 日（金） 午前 10 時～11 時 15 分

2 開催場所

成田市花崎町 760 番地

成田市役所 6 階 中会議室

3 出席者

（委員）

城之内利彦会長、荒川博副会長、荻野信治委員（成田警察署高杉警部補代理出席）、渡辺真美子委員、石川智彦委員、鳥居裕史委員、鈴木武男委員、山田三雄委員、小川昌俊委員、日暮健委員、岩野富士郎委員、平野伸一委員、中島伸太郎委員、河野元委員及び椿勲委員

（成田市）

日暮教育長、松島教育部長、藤崎教育部参事

（事務局）

生涯学習課（主管）：神崎課長、朝日主査、緑川主査、八杉主任主事

交通防犯課：根本主幹兼防犯係長

子育て支援課：川名部課長

教育指導課：西崎課長

4 議事

（1）オンラインカジノをめぐる現状とその対策について

（2）成田市の青少年非行の現状と課題について（報告）

5 議事（要旨）

（1）オンラインカジノをめぐる現状とその対策について

事務局 警察庁がとりまとめた「オンラインカジノの実態把握のための調査研究」によりますと、オンラインカジノの国内の利用経験者は 336 万人いると推計され、国内の市場規模は 1.2 兆円に及ぶとのこと。利用経験者は若者が多数を占めるとともに、海外のオンラインカジノサイトの多くが日本を標的にしているといわれています。オンラインカジノの特徴といたしましては、スマートフォンなどから時間や場所を選ばず

に利用できることや、入金方法も多くあることから、特に若い世代に浸透しやすいことが特徴としてあげられます。また、違法ではない無料版を体験させ、ゲーム感覚で違法性や危険性の意識を薄めてから、有料のオンラインカジノへ誘導するなど、さまざまなアプローチがみられます。

若者のオンラインカジノの利用が問題視される理由としましては、まず、調査を行った10代の42%が、違法性を認識していない状況にありました。また、オンラインカジノを利用した理由は、「友人・知人・家庭との話題作り」が最も多く、利用のきっかけが人間関係に起因しているようです。さらに、利用を続ける理由としては、「暇つぶし」であるなど、続ける理由に特別な事情もなく、安易に利用し続けていることが見受けられます。そして、オンラインカジノがきっかけで消費者金融などへの借金経験をしたことがある割合は61%に達しており、オンラインカジノでの負債を解消するために「闇バイト」に加担させられるなど、特殊詐欺との関連性も指摘されています。軽い気持ちで始めたオンラインカジノによって、若者が重大犯罪の入口に立たされてしまう深刻な状況にあるといえます。

このような状況を踏まえ、現在、国や千葉県において、オンラインカジノに関連する取り組みが始まっており、本年9月に「改正ギャンブル等依存症対策基本法」が施行され、オンラインカジノについて本格的に対策がなされることとなりました。改正法では、オンラインカジノに関する禁止事項に加え、オンラインカジノの違法性を周知することが国や自治体に義務付けられました。

「オンラインカジノをめぐる摘発者の状況」ではありますが、昨年、国内では279人が摘発されており、統計を取り始めた2018年以降で最多となっております。芸能人やスポーツ選手のほか、一般の高校生がオンラインカジノに関わる事案が報道されている状況は皆さんもご存じのことと存じます。

これらを踏まえまして、本日お集まりの委員の皆様には、家庭・学校・職場・地域などでの教育や広報活動などを通じて、オンラインカジノが禁止されていることの周知徹底を図るための方策について、それぞれの

機関での取り組みの様子やご見識など、様々な視点からご協議いただきたく存じます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

城之内会長 現在、芸能人やスポーツ選手がオンラインカジノの利用により摘発され、話題にもなっております。全国的に摘発者が増加しており、犯罪に加担させないための法整備が国でも決定されました。それでは委員の皆様、ご発言をお願いいたします。

小川委員 オンラインカジノにはどういうものがあるか、まず委員の皆さんのご認識を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

鳥居委員 スロットやポーカーのほかにもオンラインゲームのポイントを換金するなど偽装されたものがあるようです。賭博については、刑法185条と186条で禁止されていて、この刑法が日本国内に適用されるので、日本国内からオンラインカジノに接続すると刑法が適用されて犯罪となるものです。

小川委員 ということは、賭け事は全て賭博に含まれるということになります。勝ち負けがあるものには「賭博性」があるのですが、子どもたちが実際にやっているのは勝ち負けがある「ゲーム」です。そのゲームの延長線上に賭博があるとすれば、歯止めをかけることが課題になります。今の子どもたちは学校からタブレットを配布され、「ゲーム性」のある教材を使って授業が展開されています。子どものうちからいろいろなスキルが身に付いて、大人になってから、公営ギャンブル以外のギャンブルに足を踏み入れてしまって、気がついたときには・・・となるのがオンラインカジノの問題でしょうか。

城之内会長 では、小学校や中学校での現状はいかがでしょうか。

石川委員 少なくとも私の勤務している学校で、子どもがオンラインカジノに手を染めたような事例はありません。先ほど小川委員より、学習用タブレットに導入されている教材のうち、ゲーム性のあるアプリの影響について取り上げられました。例えば、タイピングアプリがあり、文字がぱっと出てきて、それを素早くタイピングできると点数になりますので、夢中になって取り組んでる子どもはいると思います。これは「遊びの要素」が自然と子どもたちの意欲に結び付いているともいえるもので、ゲーム

性があるイコール子どもたちにとって良くない要因となるかは、もう少し注意を払って考察する必要があります。ただ、子どもたちがスマホや家庭のゲーム環境で課金をすることは、少なからずあると思います。遊びの中でお金を使うことによって、オンラインカジノへのハードルが下がってしまっているとは感じています。

荒川副会長 本校でもオンラインカジノに関わった事例はありませんが、関東の校長先生たちと情報交換をしたときに、中学生がオンラインカジノをした話を聞きました。やはり違法性の認識がないままゲーム感覚でやっていて、お笑い芸人やプロ野球選手の摘発が大々的に報道されたことで、自分のしていることに気づいたそうです。石川委員のお話にもあったように、子どもたちにとってゲーム内のアイテムを買うために課金をすることは日常ですので、オンラインカジノもお金のかかるゲームくらいの感覚でやってしまうと思っております。違法性の認識をしっかりと子どもたちにわからせることが一番重要であると、啓発活動に取り組んでいるところです。

城之内会長 啓発や防止について防犯指導員の立場から、岩野委員いかがでしょうか。

岩野委員 私どもの活動は地域住民たちの安全安心を守るためのパトロールが中心ですので、青少年がゲームをやっているところに居合わせるわけではありませんけれども、遊びながらゲームをやっていくうちに興味を持ってしまい、オンラインカジノをしてしまう流れになっていると思います。パチンコ等は犯罪ではないが、賭けたら犯罪になります。この違いをどのように子どもたちに教えていくかが非常に大事になってくると思います。

城之内会長 外で見かける機会がないということであれば、家庭内や保護者の立場からのご意見はありますでしょうか。

平野委員 私はP T A活動をしております。子どもたちはスマホを手から離すことはありません。動画視聴サイトやSNS等の画像をみて過ごしていますので、小さい子でもT Vアニメを30分間集中してみることができないことがあります。今の子どもはこのような環境で育っていますので、おそらく彼らのお金に対する価値観は我々のものとは異なるでしょう。オ

ーストラリアでは、16歳未満のSNS利用を禁止する法律の対象にYouTubeを新たに加えたほどですから、こういった取り組みが子供たちを守る方法として効果的ではないかと思います。家庭での対策だけでなく、特定の年代にはある程度デジタルコンテンツへの接触を制限する対処が必要だと考えます。

中島委員 子どもたちは「達成感」が得られることに魅力を感じていると思います。オンラインカジノではなく、他のことで達成感を得られることが大切なのですが、これがスマホ等の画面の中だけで簡単に得られてしまうところに、オンラインカジノの巧妙さがあると思います。年齢が上がるにつれて、家庭での子どもたちとの対話は少なくなるので、聞き流されてしまうとしても、オンラインカジノの違法性についてできるだけ声をかけていくのが大事だと思います。また、高校で行われる講演会などでも取り上げて啓発してもらいたいと思います。

城之内会長 ほかにご意見はございますでしょうか。

日暮委員 オンラインカジノの違法性について、10代の42%しか認識していないのでは、やはり啓発活動が非常に重要になってくると思います。成年だと知らなかったでは済まず、もし手を染めた場合は自己責任によって処罰を受けることを未成年に対しては啓発し、意識を高めていく必要があると考えております。先ほどから話題に出ていますけれども、小学生とか中学生はゲームで課金をしています。それがすでに温床になっていて、これが深みにはまっていくと、将来的にはギャンブル依存にも関わってきます。重要なのはどこで食い止めるかです。ニュースによると、子どものスマホ利用時間が学習時間より長くなっていて、親がスマホを利用する時間の長いほど、その子の利用時間も長くなる傾向があるそうです。ですから、家庭でいろいろ子どもと話し合うのも必要ですし、学校でも情報リテラシー教育を通じて啓発する必要があると思います。オンラインカジノは明らかに違法としても、公営ギャンブルなどは未成年が参加できてしまうのでしょうか。

渡辺委員 競馬、パチンコ等については補導の対象となりますが、北総地区少年センターでは近年、青少年が補導された事例はないと認識しています。

城之内会長 オンラインカジノは他人に気づかれないところで利用されているようで

す。保護司の立場から河野委員いかがでしょうか。

河野委員 私が保護司として担当している10代から20代前半の若者に話を聞いてみました。家庭の事情でお金が必要で、特殊詐欺に手を染めて逮捕された者がいます。一攫千金を狙ってやることもある。家庭環境もよくなくて孤立しており、暇なときはずっとスマホでゲームや動画を視聴している子でした。ほかにも暴行をしてしまった20代の者には順法精神が低いことが背景にあります。今の自分はやっていないけど、やっても見つからないんだし、お金がほしいときや暇つぶしにやってみようというのが彼らの感覚です。彼らには、もう一度何かやってしまうと次は刑務所や少年院に入ってしまうから駄目と指導しています。学校や団体を啓発しても健全に育った子には理解できるわけで、そもそも不登校や規律に背いてしまう子たちに啓発をする機会のないことが課題にあげられます。

城之内会長 啓発活動に課題があるようです。ほかにご意見はありますか。

渡辺委員 北総地区少年センターでは、非行に至る前段階のお子さんについて相談や面接指導するなど、日頃から学校や各方面との情報共有に努めております。これまで北総地区少年センターでは、オンラインカジノに関する相談は受けたことはありませんが、ある中学校からは、オンラインカジノをやっている生徒がいて、学校で指導したという情報がありました。千葉県警の政策としましては、少年課が担当ではなく、風俗保安課が担当しております。風俗保安課から少年課に依頼があり、今年の初め頃から中学校や高校でネット安全教室を開催しています。風俗保安課でも啓発チラシを各市町村や学校、ギャンブルに関する冊子を各学校に配布しております。また改正ギャンブル等依存症対策基本法に対応した、新しいチラシも作成しています。今後は、保護者向けのネット安全教室などで、お子さんが急に金回りが良くなった、あるいはお金に困りはじめたなど家庭内で気づくきっかけになるポイントを周知していく予定です。

鈴木委員 中学生や高校生になるとスマホばかりで、実際に親が教育しようにも子どもの方がスマホに詳しくて徹底できないのが課題の一つにあると思います。漫画や動画視聴のために課金をすることはあっても、スロットやルーレットなどの賭博にもあるようなゲームへの課金については、国で

取り締まってほしいと思います。

山田委員 新聞や警察白書によれば、オンラインカジノの掛け金が匿名流動型犯罪の資金源となっている可能性があるとのことでした。国のさらなる対応が必要と感じますが、私たちからは見えにくい犯罪が増えてきていますので、私たちも周りに目を配ることが重要と思います。ギャンブルといえば、大阪のカジノはあと5年ぐらいでオープンするなどの不安になる要素がたくさんありますので、国を挙げて、学校あるいは専門機関等でも監視していかないと子どもたちが危うい状況に置かれることになってしまうと思います。

椿委員 私どもは成田市の勤労会館を拠点に、北総・東総・海匝地域の15歳から49歳までの若者の就労支援をしています。施設の利用者にオンラインカジノについて聞いてみたところ、事例はありませんでした。相談に来るのは、小中学校を不登校のまま卒業して、高校や大学を中退するなど、何らかの挫折を経験したり、コミュニケーションが苦手だったり、自己肯定感の低い若者がほとんどで、家にいるときや暇なときはほとんどスマホでゲームをしています。カジノといえば我々はラスベガスをイメージしますが、小中学生はカジノと言われても何のイメージも湧かないと思います。オンラインカジノは子どもたちにとってお金を使わないと利用できないゲームくらいの感覚です。課金しても代金を支払っているのはその親ですから、スマホ代が月に数万円になることがあっても、多少増えたくらいで親が気に留めないこともあります。ですから、もう少し深掘りするような広報活動をしていかないと、社会に出てからでは大変なことになってしまう。賭博行為は犯罪ということを小さいうちから教えることに注力するのがよいと思います。

鳥居委員 賭博について、昭和25年の最高裁判所大法廷の判例でこのように出されています。「国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎をなす勤労の美風を害するばかりでなく、甚だしきは暴行、脅迫、殺傷、窃盗その他の副次的犯罪を誘発し、または国民経済の機能に重大な障害を与える恐れすらある。」わかりやすく言うと、賭博にハマると怠惰になって健全な社会とかを築くことを気持ちや風習を害して犯罪行為につながってしまう、ということですが、いろいろな事情を抱

える青少年がいますので、一つの対策によって全員をカバーするのは難しいです。先ほど渡辺委員が紹介された、学校での講演をぜひ続けていただいて、なかなか興味を示さないような子にも認識してもらう機会を増やしてほしいです。

小川委員 委員の皆さんのお話を聞いておりますと、とにかくオンラインカジノは違法であること、自分のためにならないことをしっかり認識させる必要があって、すでに足を踏み入れてしまった子どもに対しては駄目なものは駄目とわからせるとして、やはり啓発活動をいかに充実させるかが今後の課題になると感じました。動画視聴サイトやゲームに夢中になる子どもの様子をみていると、連帯感が薄れている印象でした。一対一だから他の人に迷惑をかけてないとか、自分さえよければいいという気持ちが出てきている。チームで何かをすることになると、そこに勝ち負けがあるにしても、みんなのためにとか、みんなで強くなろうという気持ちになるわけです。青少年相談員や地域の人たちの日頃の活動がとてもありがたいことで、みんなのためにという気持ちを育てていけば、歯止めというか、自分の行動によってみんなに迷惑がかかる、または誰かが困ってしまうという気持ちが醸成されると思います。最後にもう一つ。先日の退職校長会の講演会で、成田高等学校のOBでもあり、佐野日本大学短期大学学長の小山裕三先生の講話を紹介します。東日本大震災が起こったあと、ボランティアの人たちがたくさん集まって活動しても、倒壊した住居から物を盗むような日本人はほとんどいなかった。これが外国で起きたら、まったくあり得ないことと報じられました。先生によると、ほとんどの人が規律を守って、犯罪行為をしなかったのは、「世間体」という価値観を子どもの頃から教えられてきたのが理由とのことでした。周りを気にしないで生きることでもいいですが、世のため人のためと思うことができる子どもたちを育てていかないと、負のスパイラルになっていくと思いました。

城之内会長 オンラインカジノを利用してしまうことによって、犯罪者という社会的リスク借金をするることによる経済的リスク、ギャンブル依存症という心理的・身体的リスクまでを負いかねません。回復するには、大変な労力と時間がかかりますので、とにかく未然に防ぐことが重要です。周知や

啓発だけでなく、家庭、地域、組織のそれぞれで年配の方やいろいろな人たちと直接に関わることや体験活動の素晴らしさを見直すことが大切だと感じました。様々な取り組みが広がっていくことが望まれます。事務局は、本日の議論を参考として、政策が充実したものとなるようにお願いします。

（２）成田市の青少年非行の現状と課題について（報告）

成田市の青少年非行の現状と課題について、成田警察署生活安全課からの報告は以下のとおり。

令和７年６月末の暫定の数値として、成田警察署管内で少年補導人数は１１２人のうち、成田市に居住していたのは６３人で、昨年度より増加しております。学職別では、高校生１３人、中学生３２人、小学生９人となっております。不良行為の種別は、火遊びや騒音などの迷惑行為３０人、深夜徘徊１５人などとなっています。

少年事件の検挙人数は１５人で、成田市に居住していたのは６人で、昨年度より減少しております。学職別では、高校生４人です。主な検挙罪名は窃盗罪５件、暴行・傷害罪４件です。窃盗の内容はオートバイなどです。

脅威事犯（子どもや女性等に対する生命身体を害することや、声掛け、待ち伏せ、つきまとい、盗撮等の性的犯罪の前兆とみられる行為）については、成田警察署管内で４８件の発生があり、そのうち成田市内での発生が２９人です。被害者の学識別としては、小学生９人、高校生６人、会社員が９人となっており、昨年度より増加しております。

行為の内訳としましては、声掛けやつきまといなどです。このうち、９人を検挙しております。

少年相談（少年の福祉や非行防止に関する相談）の件数は、６月末現在で、３９件あり、そのうち成田市内の相談者が２６人です。内容的には、学校内での子どものお金の貸し借りや、ＳＮＳで知り合った男に裸の画像を送ってしまう、インターネット内の誹謗中傷などです。事件化できるのがこのうち２件で、現在も捜査に当たっております。

参考として、千葉県内では１件オンラインカジノの利用で検挙されております。居住地は静岡県でありました。サイバー犯罪のパトロールからＳＮＳサイトのログインページを模したフィッシング詐欺サイトを作成している人物として浮上し、自宅を捜

査して、パソコンを押収し解析を行った。本人の自供もあり、不正アクセス禁止法と賭博罪で検挙、送致した事例がありました。

6 傍聴

なし

7 次回開催日時(予定)

未定